

福島市復興推進計画

平成27年10月9日
福島県福島市

1. 計画の区域 福島市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日の東日本大震災において、本市では震度6弱を記録し、人的被害は、関連死も含め死者15人、負傷者19人にのぼり、また、80世帯への避難指示を行ったことをはじめ、建物被害は13,989件となるなど、甚大な被害を蒙った。さらに、直後の原子力災害に伴う避難指示等により最大13,989名の避難者を受け入れるなど、福島市の医療機関では、かつて経験したことの無い混乱のなかで避難者や被災者の応急対応を迫られた。また、市民生活面でも、原子力災害による放射性物質の降下によって、放射線の健康影響に対する強い不安、自主避難や様々な日常生活の制限など大きな影響を受け、現在も不安は強く継続している。

このような状況を踏まえ、本市は、地域医療支援体制の高度化や市民の健康不安の軽減に向けた取り組みを推進することが復興に向けた大きな対策の一つであると捉え、医療人材の確保による救急医療体制の強化や、高度な医療の提供に資する医療機関の体制強化を進めることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

本市の救急医療体制の充実強化や高度な医療の提供のために中核的な役割を担う事業者の設備投資を支援し、その体制強化に向けた取り組みを促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容 「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する一般財団法人大原総合病院（以下「対象事業者」という。）が、福島市上町において救急医療機関としての役割を備え、高度な医療の提供に資する病院を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市では、「福島市復興計画」において、対象事業者が運営する病院の新設を支援することにより、放射線治療を含めた先進の地域医療を提供することで、市民の心と体の健康を守る取組みを行うこととしており、「福島市地域防災計画」においても、大震災や原子力災害を踏まえ、大規模な災害による多数の傷病者の発生に対しても迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、医療機関のネットワーク化を進めることとしている。また、福島県の「第六次福島県医療計画」のなかでは、医療を担う人材の確保と救急医療提供

体制、小児・周産期医療提供体制の充実の中で、必要な医療機能の一つとして、比較的高度な周産期医療を行う地域周産期母子医療センターの設置を掲げている。その要件としては、設備面では NICU、GCU など、人的面では 24 時間対応可能な医療従事者の配置などを挙げており、対象事業者は、この要件を満たすものとして、県北部では唯一地域周産期母子医療センターに指定されており、周産期医療における高度な医療の提供を行っている。

こうした高度な医療の提供や災害時における救急医療体制の充実強化等を実現するための取り組みの一環として、今般、対象事業者は、構造設備を充実した初療室と観察室の整備、短導線でアクセス可能な画像診断センターと救急からの集中的治療が可能となるハイケアユニット（HCU：12 床）や機能を充実させた手術室の完備、並びに、術後の集中的な全身管理が可能となる特定集中治療室（ICU：6 床）を設置し、災害時にも想定される外傷を含む多種多様な救急医療提供体制の充実や広域緊急患者受け入れ体制確保のためのヘリポート設置を行うこととしている。また、320 列 CT やアンギオ室整備などによる画像診断の充実など、機器の整備を行うことに併せ、脊椎・外傷・循環器など専門部門のセンター化・チーム化や精神科リエゾンチームによる心のケアも含め、災害時にも求められる高質・高度で早期の治療が可能となる 365 日 24 時間救急受け入れ体制づくりを計画している。

さらに、福島県立医科大学附属病院との連携を図りながら、本市の臨床研修充実に伴う補助事業による医師の確保と人材育成を行っており、周産期医療体制の充実に関しては、NICU を設置しており、今後とも周産期の医療提供を行うことは、本市の復興を担う次世代の子どもたちを安心して産める環境づくりに資するものである。また、放射線の健康影響への不安やストレスが継続している市民への医療側からの支援も重要であるため、ハード面の整備や総合診療の体制整備と併せ、看護師等メディカルスタッフへの専門的な教育も充実させ、患者の QOL の保持増進を大切にした医療体制の確立も目指している。

なお、対象事業者が行う医療業は、本市の、医療、福祉の従業者数の 57% を占める産業であり、施設の設備投資規模も 253 億円と市内の医療機関における設備投資平均額と比較しても大規模な事業である。

上記のとおり、対象事業者が実施する事業は当該計画の目標にある「医療人材の確保による救急医療体制の強化や、高度な医療の提供に資する医療機関の体制強化を進めること」を図るため必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与する中核となる事業である。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 1 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 東邦銀行

株式会社 あおぞら銀行

株式会社 福島銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、対象事業者における救急医療や高度な医療の提供に資する機能が大幅に向上することによって、本市の「福島市復興計画」、「福島市地域防災計画」に掲げる「災害時における救急医療体制の充実強化や高度な医療の提供を実現」及び「医療機関のネットワーク化」への取り組み体制が強化され、地域全体の医療体制が充実されることになる。

これらの効果により、本市における復興の円滑な推進と市民の心身の健康増進、疾病対策を通じて市民生活の質の向上が期待できるものである。

6. その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、福島市、株式会社東邦銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社福島銀行、対象事業者を構成員とする福島市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。